

高額療養費制度が改定されました

2026 年 8 月受診分から、高額療養費制度の改定により月単位の自己負担限度額が引きあがりました。また、新たに「年間上限」の導入と 70 歳以上の住民税非課税世帯の方に対し、多数回該当（※）が設置されました。

（※）高額療養費該当月が直前 11 カ月で 3 回を超え 4 回目以降となった場合

70 歳未満

所得区分	世帯所得	自己負担限度額（1ヵ月＝暦月当たり）	多数回該当	年間上限
ア	901万円超	$270,300 + (\text{医療費} - 901,000) \times 1\%$	140,100	1,680,000
イ	600万円超901万円以下	$179,100 + (\text{医療費} - 597,000) \times 1\%$	93,000	1,110,000
ウ	210万円超600万円以下	$85,800 + (\text{医療費} - 286,000) \times 1\%$	44,400	530,000
エ	210万円以下	61,500	44,400	530,000 (※1)
オ	住民税非課税世帯	36,900	24,600	290,000

70 歳～74 歳

所得区分	世帯所得	自己負担限度額（1ヵ月＝暦月当たり）	多数回該当	年間上限
現役並みⅢ	課税所得690万円以上	$270,300 + (\text{医療費} - 901,000) \times 1\%$	140,100	1,680,000
現役並みⅡ	課税所得380万円以上	$179,100 + (\text{医療費} - 597,000) \times 1\%$	93,000	1,110,000
現役並みⅠ	課税所得145万円以上	$85,800 + (\text{医療費} - 286,000) \times 1\%$	44,400	530,000
一般	課税所得145万円未満	61,500 < 外来22,000：年間上限216,000 >	44,400	530,000 (※1)
低所得者Ⅱ	住民税非課税世帯	25,700 < 外来11,000：年間上限96,000 >	24,600	290,000
低所得者Ⅰ	住民税非課税、所得が一定以下	15,700 < 外来8,000 >	—	180,000

（※1）年収約200万円未満であることが確認できた者は、年間上限41万円を適用します。

なお、高額療養費の改定は令和 8 年度と令和 9 年度の 2 段階にわたっての実施となります。上記の表は、令和 8 年 8 月から令和 9 年 7 月までの内容です。

給付制度総合案内ページ「高額療養費」にも記載がありますのでご参照ください。

お問い合わせ先

● 業務課 TEL：048-839-0071